

## 交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成20年度春闘回答  
 交渉日時 平成20年4月18日(金) 15時～16時50分  
 交渉場所 安心館3階 大会議室  
 交渉出席者 当局側 久保田市長 平本人事監 塚原市長公室長  
 中谷次長 宇野課長 脇坂主幹 星川主幹 蒲原係長  
 組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計15人

概要	宇治市職員労働組合から提出のあった「2008年春闘要求書」について、別添回答書のとおり回答した。
組合側の主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤手当について 議会で修正案が可決されたため、労使合意に基づいた形での通勤手当の支給が不可能となったが、今後、当局としてどのようにしていくのか。</li> <li>・税業務の共同化について 市としての基本スタンスはどのようなものか。19年度からは徴税の共同化を行っているがその総括は。また、今後も進めていくのであれば、労働条件にも関わる問題であり、交渉事項とすべきではないか。</li> <li>・時間外勤務について 年間360時間を越える職員が83名と増加しており、一部に時間外勤務が常態化している職場もある。</li> </ul>
当局の主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤手当について 労使合意に基づき、通勤手当の改正を主な内容とした給与条例の改正案を3月議会に提案したところであるが、議会で修正案が可決された。今回の改正案は、これまでの通勤手当の考え方の基本である実費弁償的性格及び交通用具の違いによる格差を是正するため、過去数回に渡り通勤手当全体の見直しを行う中で、駐車場料金への補填について労使合意した事から、引き続き市民・議会に理解が得られるような手法について検討していきたい。</li> <li>・税業務の共同化について 税の公正・公平性の観点から税の共同化そのものに異議があるとは考えないが、日程ありきの拙速な進め方には問題がある。徴税の共同化については、一定の効果はあったと認識している。詳細については別の機会に報告する。京都府からはスケジュール案が示されているが、今後、京都府と市町村の議論を踏まえて、具体化されていくものと考えられるため、必要に応じて貴組合と協議していきたい。</li> <li>・時間外勤務について 業務内容によるものもあり、今後分析・調査を行っていきたい。</li> </ul>